

進む 行財政改革

指定管理者を指定

指定管理者制度の導入により、平成18年4月1日から町内5つの施設が指定管理者による管理が出来るようになりました。

収入役の3月いっぱいでの任期満了を機に事務の効率化、経費節減と行財政改革への取り組みの一環とし、大崎町収入役を置かない条例を制定するもので、平成18年4月1日から施行されます。今までの収入役の事務は、助役が兼務することになります。

職員給与大幅引き下げ

人事院勧告により、今までの給料表を大きく見直し、給料表の水準を全体として平均4・8%引き下げるものです。新しい給料表は、平成18年4月1日から適用され、経過措置として、旧の給料月額に達しない差額分を支給するようになっていきます。

町長等の給与カット継続

平成17年1月から行われている町長等の給与の特例期間が平成18年3月31日までとなっていたことから新たに条例を制定するものです。特例期間は1年間で、平成18年4月1日から平成19年3月31日までです。町長20%、助役・教育長15%、給与の減額をするもので、今後は年次ごとに制定される予定です。

- ・大崎町老人福祉センター
社会福祉法人大崎町社会福祉協議会
大崎町仮宿1870番地
- ・大崎町シルバーワークプラザ
社団法人大崎町シルバー人材センター
大崎町仮宿1870番地
- ・広域交流活性化センターあすばる大崎
あすばる物産館
株式会社あすばる大崎
大崎町神領2419番地
- ・大崎町くに松原キャンプ場
アウトドアネットワーク(株)
鹿児島市大明丘1-9-5

大崎町国民保護協議会条例 大崎町国民保護対策本部及び 緊急対処事態対策本部条例

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（通称・国民保護法）の施行に伴ない、各市町村でも国民保護計画作成が義務付けられるようになり、大崎町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

また、市町村に国民保護対策本部及び緊急対処事態本部の設置も義務付けており、この対策本部に関しての必要な事項を条例で定めるものです。

第1回臨時会

平成18年1月25日開催

防災行政無線設備の購入契約の締結

本町の防災無線設備は、昭和60年に購入、20年が経過し、老朽化による設備の更新によるものです。

契約の目的

防災行政無線設備の購入

契約の内容

防災行政無線親局（操作卓）及び
屋外子局一式

契約の金額

1千470万円

契約の相手方

鹿児島市天保山町9番17号

芝浦電子工業株式会社

代表取締役 岩元益美

※一般質問において、中山美幸議員が
関連の質問を行っています。（12頁）

平成17年度公共下水道事業特別会計 補正予算（3号）

610万円

【総額3億7687万5千円】

請負業者の所在不明による新たな工事の執行予算と前払い保証金と違約金等の歳入の補正です。



あすばる大崎